

平泉町の財務書類 4 表

(平成 26 年度決算)

H 28年3月

平泉町の財務書類 4表 目 次

1. 財務書類作成の目的	1
2. 財務書類の連結対象範囲	1
3. 財務書類の対象となる年度	2
4. 固定・流動の区分	2
5. 財務書類作成に用いる基礎データ	2
6. 財務書類 4表の意味と用語解説	4
① 貸借対照表とは	4
② 行政コスト計算書とは	5
③ 純資産変動計算書とは	6
④ 資金収支計算書とは	7
7. 財務書類 4表の要約版	8
① 貸借対照表	8
② 行政コスト計算書	10
③ 純資産変動計算書	11
④ 資金収支計算書	12
8. 財務書類（地方公共団体）に基づく財政分析	13
9. 普通会計財務書類 4表	16
10. 地方公共団体財務書類 4表	21
11. 連結財務書類 4表	26
12. 普通会計（住民一人当たり）財務書類 4表	31

平泉町の財務書類 4 表

1. 財務書類作成の目的

現在の地方公共団体の公会計は「現金主義・単式簿記」で行われています。この方法は、現金の流れを説明することに主眼が置かれていますが、毎年度の予算執行で社会資本整備に投資された蓄積とそのために抱えている負債といったストック情報や、行政サービス提供のためのコスト情報などがわかりません。そこで、これらを補完するため、「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法を導入する動きが広まっています。

総務省から平成 18 年 5 月に「新地方公会計制度研究会報告書」が、平成 19 年 10 月には「新地方公会計実務研究会報告書」(以下「報告書」という)が公表され、その後、平成 20 年 12 月「資産評価実務手引」、平成 21 年 2 月「市町村向けワークシート」、平成 21 年 4 月「連結財務書類作成実務手引(総論偏)」、平成 21 年 6 月「連結財務書類作成実務手引(総務省改定モデル偏)」の配布を受けました。

その後、国は新地方公会計をさらに推進していくため平成 22 年 9 月に「今後の新地方公会計に関する研究会」(以下「研究科」という。)を発足させ、平成 26 年 5 月に統一的な基準が示されました。平成 27 年 1 月には総務省の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」通知により原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間ですべての地方公共団体において統一的な基準における財務書類等を作成するよう要請がありました。

平泉町においては、報告書に定められた「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成 20 年度決算分から財務書類 4 表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を作成し、7 年目となる今年度は平成 26 年度決算に基づく財務書類 4 表を作成しました。この作成を通じて財政状況の適切な情報開示や府内における行政経営に活用、さらには資産、債務の適正な管理を図ろうとするものです。

2. 財務書類の連結対象範囲

連結する会計区分			対象会計・法人名等
普通会計			一般会計 健康福祉交流館特別会計
公営事業会計			水道事業会計 下水道事業特別会計 簡易水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計
公営事業会計	公 営 企 業会計	地方公営企業法適用企業会計	町営駐車場特別会計 国民健康保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計
		法適用企業会計以外	
一部事務組合 広域連合			一関地区広域行政組合 岩手県後期高齢者医療広域連合 岩手県市町村総合事務組合

3. 財務書類の対象となる年度

作成の基準は平成26年度とし、平成27年3月31日を作成基準日としています。なお、出納整理期間（平成26年4月1日から5月31日まで）における出納については基準日までに終了したものとして処理しています。

4. 固定・流動の区分

原則として、基準日の翌日（平成27年4月1日）から1年以内に入出金されるものを流動資産及び流動負債とし、それ以外のものを固定資産及び固定負債とする一年基準を採用しています。

5. 財務書類作成に用いる基礎データ

総務省が実施する地方財政状況調査（以下「決算統計」と略す）のデータを基礎数値として使用しています。

なお、決算統計にないデータについては、歳入歳出決算書や「地方公共団体の財政健全化法に関する法律」による健全化判断比率の算定データ等も活用しています。

また、売却可能資産、回収不能見込額、賞与引当金等は、財務書類作成のために新たにデータの作成を行っています。

○ 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価主義に基づいて計上しています。

具体的には、昭和44年度以降の決算統計における普通建設事業費（同級他団体等に負担金・補助金等として支出した金額を除く）を集計し、減価償却計算を行った金額を、「生活インフラ・国土保全」、「教育」、「福祉」、「環境衛生」、「産業振興」、「消防」、「総務」の7つの行政目的別に分類集計し、計上しています。

なお、報告書では、有形固定資産の評価については「原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する」として公有財産台帳の整備を求めていますが、その一方で「当面の間（決算統計等）取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる」ともなっています。

平泉町では、平成20年度に財産管理システムを導入し公有財産台帳の整備が図られたことから、平成21年以降、売却可能資産の評価に取り組み、売却可能な普通財産について次のとおり算出しました。

なお、有形固定資産は決算統計に基づく取得原価を使用して評価していますが、今後も段階的に資産の評価を進め、財務書類に反映させていく予定です。

※売却を具体的に計画している建物がないため資産評価棟数、資産評価額は0となります。

[1] 土地（宅地、雑種地）

500m²以上/筆の土地 資産評価額=路線価÷0.7

区分	面積	資産評価面積	資産評価額
500m ² 以上の宅地/筆	41,363.06m ²	9836.03 m ²	152,729 千円
500m ² 以上の雑種地/筆	222,870.70m ²	0 m ²	0 千円
計	264,233.76m ²		152,729 千円

[2] 建物

建築価格 - (建築価格 ÷ 法定耐用年数) × 建築経過年数、不動産鑑定評価額

普通財産棟数	資産評価棟数	資産評価額
11棟	3棟	0千円

※評価基準となる建築年月日及び建築価格等の不明なものは資産評価額から除外

○ 減価償却

有形固定資産については、「報告書」に定められた有形固定資産耐用年数表（資料1-2）により、残存価額ゼロの定額法で減価償却を行うこととします。なお、有形固定資産のうち土地については、使用することにより摩耗損耗することはないため、減価償却は行いません。

○ 回収不能見込額

歳入歳出決算書の収入未済額のうち、時効等の理由により回収が困難であると見込まれる町税や使用料・手数料等の額を計上しています。

1件あたり100万円未満の債権については、「不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額)」の過去5年間の平均値を用いて算出した金額を計上しています。

また、1件あたり100万円以上の高額債権については、個別に徵収可能性を精査して計上しています。

6. 財務書類4表の意味と用語解説

① 貸借対照表・・・自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対象表示した一覧表。B S : Balance Sheet

資産・・・会計年度を越えて、地方公共団体の経営資源として見込まれるもの。

(1) 公共資産	有形固定資産	土地・建物等の不動産で長期に保有する資産。
	売却可能資産	公共資産のうち遊休資産や未利用資産など売却可能なもの。
(2) 投資等	投資及び出資金	債権・株式・財団法人の寄付行為に係る出えん金など。
	貸付金	中小企業振興貸付金や奨学金貸付金など。
	基金等	特定目的金、定額運用基金、退職手当組合積立金など。
	長期延滞債権	町税等の滞納金で、1年以上未収のもの。
	回収不能見込額	時効等により将来徴収不能となる可能性が高いもの。
(3) 流動資産	現金預金	財政調整基金、減債基金、歳計現金（年度末の繰越残高）。
	未入金	町税等の収入未済のうち、1年未満のもの。

負債・・・資産形成の財源として調達した資金のうち、将来に渡り返済しなければならないもの。

(1) 固定負債	地方債	地方債のうち、翌々年度以降に償還されるもの。
	長期未払金	債務負担行為の翌年度以降の支出予定額。
	退職手当引当金	年度末に職員全員が普通退職したと想定して計上。
(2) 流動負債	翌年度償還予定地方債	地方債のうち、翌年度償還予定額（元金償還額）。
	未払金	翌年度支払予定額
	翌年度支払予定退職手当	職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額。
	翌年度繰上充用金	当該年度の資金不足のため、翌年度歳入からの借入金。
	賞与引当金	翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した分。

純資産・・・資産形成の財源として調達した資金のうち将来返済する必要がないもの。

(1) 公共資産等整備国県補助金等	\$44～現年度分の決算統計の普通建設。
(2) 公共資産等整備一般財源等	債務負担行為の翌年度以降の支出予定額。
(3) その他一般財源等	年度末に職員全員が普通退職したと想定して計上。

② 行政コスト計算書・・・企業会計の損益計算書に該当するものと言われており、地方公共団体の行政サービスに伴う「費用」とサービス利用者が直接負担する使用料・手数料などの「収益」を示すもの。経常的なコストの水準とそれを受益者負担でどれほど賄っているかを把握できる。PL : Profit and Loss Statement

人にかかるコスト・・

(1) 人件費	決算統計の人件費から退職手当支払額と前年度末賞与引当金計上額を除いた額を計上。
(2) 退職手当引当金繰入等	町では単独で退職手当制度を運営しておらず、岩手県市町村事務組合に加入しております、次の式で計上。 「(当年度末退職手当引当金) - (当年度末退職手当組合積立金)」 - 「(前年度末退職手当引当金) - (前年度末退職手当組合積立金)」 + 当年度退職手当組合負担金
(3) 賞与引当金繰入額	当年度度末賞与引当金と同額を計上します。翌年度に支払うことが予定される賞与のうち今年度の負担分です。翌年度6月支給に対して今年度の12~3月分を計上

物にかかるコスト・・

(1) 物件費、維持補修費	物件費とは旅費、備品購入費、委託料、光熱水費など。 維持補修費とは施設の修繕などに要する経費。いずれも決算統計額
(2) 減価償却費	「当年度の減価償却累計額」 - 「前年度の減価償却累計額」

移転支出的なコスト・・

(1) 社会保障給付	生活保護費の支給、児童手当の支給、医療給付、介護給付などに要する経費。決算統計の扶助費の額。
(2) 補助金等	普通会計ベースでは、決算統計の補助金の額から他会計への繰出金の額を除いた額。前年度末の貸借対照表に計上された債務負担行為のうち、当年度に債務保証または損失補償に係るもののがあった場合は、その履行額を除く。
(3) 他会計等への支出額	普通会計ベースでは、決算統計の繰出金の額に補助費等に計上されている他会計への繰出金を加えた額。貸借対照表上で経理することとされた定期運用基金への繰出金、他会計に対する投資及び出資金もしくは貸付金、他会計借入金の返済に相当する額についてはコストではありませんので控除する。
(4) 他団体への公共資産整備補助金等	他団体に支出した補助金、負担金等によって、他団体の資産が形成される場合に計上。

その他のコスト・・

(1) 支払利息	地方債及び一時借入金の利子償還費を計上。
(2) 回収不能見込計上額	時効により微収不能となった町税や使用料・手数料などを計上。
(3) その他のコスト	決算統計の失業対策事業費の額と次の式の額を計上。 「当年度末（長期未払金+未払金） - 「前年度末（長期未払金+未払金）」 + 「前年度末（長期未払金+未払金）」のうち当年度債務履行額」

③ 純資産変動計算書・・・企業会計の株主資本変動計算書に該当するもので、地方公共団体の純資産、つまり資産から債務を差し引いた残りが、期首から期末へ、どのように増減したかを明らかにするもの。純資産の変動に加え、それがどういった財源や要因で増減したかの情報。

NWM : Net Worth Matrix

(1) 地方税	町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税です。		
(2) 地方交付税	普通交付税と特別交付税です。		
(3) その他行政 コスト充当財源	地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金、財産収入、繰入金、諸収入など。		
(4) 補助金等受入	国庫支出金と県支出金のうち、普通建設事業費の財源等となった金額を「公共資産等整備国県補助金等」に、それ以外を「その他一般財源等」に計上。		
(5) 臨時損益	経常的でない特別な事由に基づく損益です。		
(6) 災害復旧事業費	地震、台風その他の自然災害などによって受けた災害に対する復旧事業費。		
(7) 科目振替	① 公共資産整備への財源投入	公共資産を整備するための一般財源と、それ以外の一般財源を分離して表記するため、普通建設事業費の決算額から補助金の受入額と公共資産整備を目的とした地方債の発行額を除いた額を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」へ振替処理します	
	② 公共資産処分による財源増	公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、その資産の前年度末残高に対する財源相当額を「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上。	
	③ 貸付金・出資金等へ財源投入	積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金の決算額から国庫支出金、県支出金及び地方債を除いた額を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」へ振替処理します。	
	④ 貸付金・出資金等の回収等による財源増	投資及び出資金又は貸付金の回収、基金の取り崩しがあった場合は、それらに対する財源相当額を「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から控除し、これらの合計を「その他一般財源等」に計上。	
	⑤ 減価償却による財源増	公共資産の減価償却に対応する財源相当額を「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上。	
	⑥ 地方債償還に伴う財源振替	公共資産等に係る地方債の償還額を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」へ振替処理。	

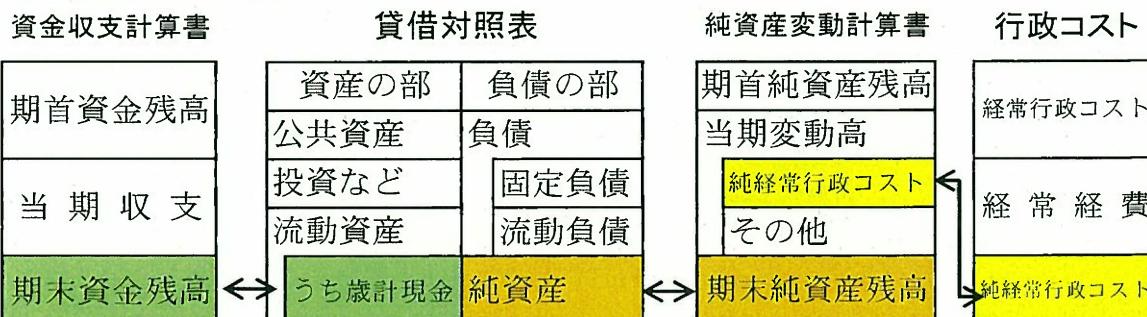
(8) 資産評価替えによる変動	売却可能資産として新たに貸借対照表に追加計上した場合に、売却可能資産計上額との資産について有形固定資産計上額から控除した額との差額や、資産評価替えを行った場合の資産評価差額を計上。
(9) 無償受贈資産受入	寄付等により無償で資産を受け入れた場合に、貸借対照表に追加計上した評価額。

④ **資金収支計算書**・・・現金の流れを示すもの。その収支を性質に応じて、「経常的収支」、「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを示す。C F : Cash Flow Statement

1. 経常的収支	A	資金計算書では、決算書や決算統計にあるような繰越金の概念がないので、実質収支ではなく形式収支を、この3区分に分割して示したもの。 資金収支計算書の資金収支には一時借入金は含まれません。したがって、期首資金残高と期末資金残高の差額は、歳計現金の増減額を示している。
2. 公共資産整備収支	B	
3. 投資・財務的収支	C	
当年度資金増減額	D = A + B + C	
期首資金残高	E	
期末資金残高	= E + D	

(1) 経常的収支の部	町政を運営する上で、毎年度継続的に収入されるものと支出するものです。支出はそれぞれ決算統計の性質区分に従い計上。「他会計等への事務費等財源繰出支出」は、他会計等に対する繰出し等のうち、建設費繰出及び公債費財源繰出以外の金額を計上。 収入は、それぞれの決算区分に従い計上。地方税・地方交付税以外の項目は、それぞれの決算額から、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額。
(2) 公共資産整備収支の部	道路、学校、公園など、主に貸借対照表の有形固定資産形成のための支出と、その支出に当てた特定財源。
(3) 投資・財務的収支の部	公営企業や外郭団体への出資金・貸付金、地方債の元金償還などの経費と、その支出に当てた特定財源。

* 連動する4つの表



財務書類は、それぞれ独立して財政状況を表しているだけでなく、上図の矢印のとおり財務書類の相互間で、それぞれ数値が連動する構造になっています。

7. 財務書類 4表の要約版

① 貸借対照表

資産		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
A		203 億円	289 億円	296 億円	252 万円
内 訳	公共資産	181	261	264	224
	投資等	10	11	13	12
	流動資産	13	17	19	16

負債		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
B		58 億円	102 億円	103 億円	72 万円
内 訳	固定負債	54	95	95	66
	流動負債	5	8	8	6

純資産		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
A-B		145 億円	187 億円	193 億円	180 万円
内 訳	公共資産等整備国庫補助金	48			59
	公共資産等整備一般財源等	114			142
	その他一般財源等	△18			△23
	資産評価差額	1			2

(端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。)

平成 26 年度末で平泉町全体の資産合計は、前年度同額の約 289 億円となりました。一方、負債は全体で約 102 億円（対前年度比△約 4 億円）で、その差である純資産は約 187 億円（対前年度比約 4 億円増）です。

☆社会資本形成の世代間負担比率

公共資産に対する純資産の割合は 71.6%（前年度 69.6%）であり、公共資産を整備するためにこれまでの世代で既に負担された割合となります。

また、公共資産に対する地方債残高割合は 35.6%（前年度 36.5%）であり、公共資産を整備したことにより今後の世代が負担することになる割合を示しています。

☆歳入額対資産比率

歳入額に対する公共資産の比率は 4.7 (前年度 3.9) となり、これまで形成された公共資産が約 5 年分相当の歳入が充当されていることがわかります。

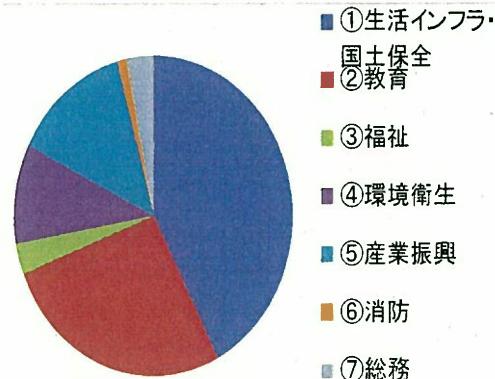
※公共資産合計／歳入総額は資金収支計算書の各部の収入合計の総額で算出

☆有形固定資産の行政目的別割合

貸借対照表に計上された有形固定資産の行政目的別割合を見ることにより、行政分野別の公共資産形成の比重を把握することができます。平泉町全体では、道路、橋梁、住宅など生活インフラ・国土保全が全体の 42.5% (前年度 42.5%)、次いで教育の 26.6% (前年度 26.4%) となっています。

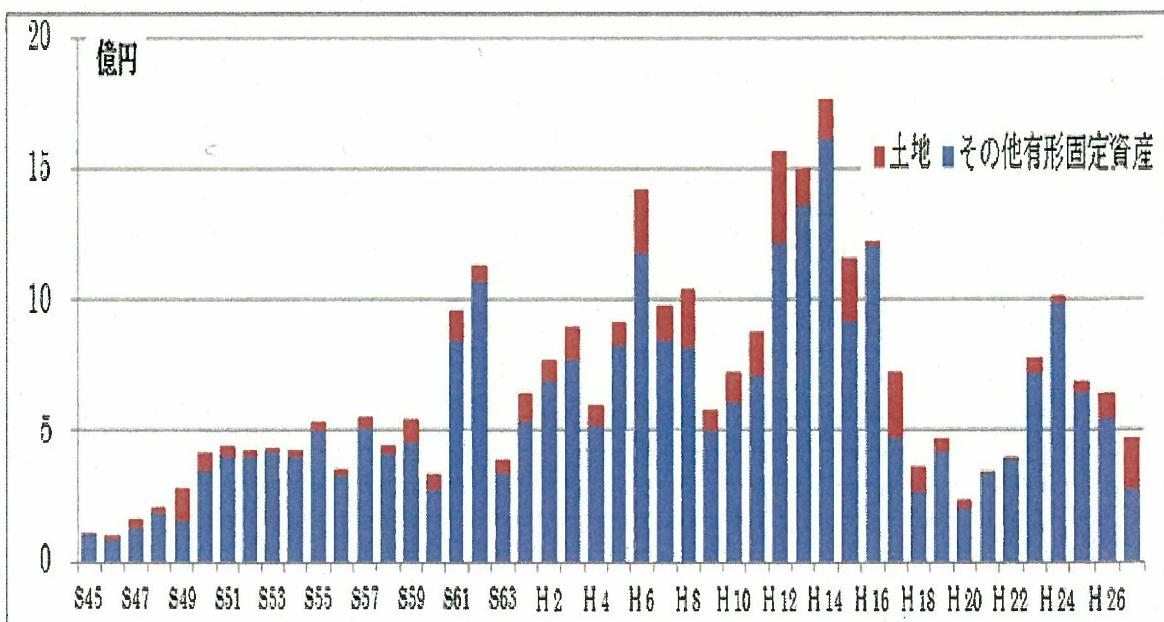
行政目的	金額 (億円)	構成比
①生活インフラ・国土保全	110	42.5%
②教育	69	26.6%
③福祉	8	3.1%
④環境衛生	26	10.0%
⑤産業振興	35	13.5%
⑥消防	3	1.2%
⑦総務	8	3.1%
有形固定資産合計	259	100.0%

(端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。)



H26 年度の貸借対照表に計上された有形固定資産の年度別額をみると、S60～62 年度の庁舎・郷土館建設（現 文化遺産センター）、H4～H7 年度長島小学校建設、H11～H12 年度健康福祉交流館建設、H13～H17 年度平泉小学校建設、H21～H25 年度平泉中学校建設により構成していることがわかります。

普通会計の有形固定資産年度別



② 行政コスト計算書

経常行政 コスト A		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
		36 億円	48 億円	68 億円	453 千円
内 訳	人にかかるコス ト	8	9	10	106
	物にかかるコス ト	13	17	19	157
	移転支出的なコ スト	15	20	37	180
その他のコスト		1	2	2	9
経常収益 B		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
		1 億円	11 億円	24 億円	16 千円
内 訳	使用料・手数料	1	1	1	13
	分担金・負担金・ 寄附金	0	5	16	3
	その他の収入	—	5	7	—
純経常行政 コスト		普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
A - B		35 億円	37 億円	44 億円	437 千円

(端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。)

☆受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。

福祉、環境衛生の受益者負担比率はそれぞれ 35.3% (前年度 35.8%)、55.3% (前年度 57.6%) と高いものの全体では 23.4% (前年度 23.9%) となっています。

行政目的(平泉町全体)	経常行政コスト (百万円)	経常収益 (百万円)	受益者負担比率
①生活インフラ・国土保全	615	145	23.6%
②教育	548	4	0.8%
③福祉	1,844	652	35.3%
④環境衛生	462	256	55.3%
⑤産業振興	477	30	6.4%
⑥消防	181	0	0.0%
⑦総務	446	9	2.0%
⑧議会	71	0	0.0%
⑨その他	164	29	17.7%
有形固定資産合計	4,808	1,125	23.4%

(端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。)

☆行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか（資産が効率的に活用されているか）を分析することができます。

福祉、消防、総務、の行政コスト対公共資産比率はそれぞれ 231.4%（前年度 217.3%）、54.7%（前年度 48.3%）、53.9%（前年度 60.0%）と高いものの全体では 18.5%（前年度 18.5%）となっています。

行政目的(平泉町全体)	経常行政コスト (百万円)	公共資産 (百万円)	行政コスト対 公共資産比率
①生活インフラ・国土保全	615	11,004	5.6%
②教育	548	6,891	8.0%
③福祉	1,844	797	231.4%
④環境衛生	462	2,616	17.7%
⑤産業振興	477	3,480	13.7%
⑥消防	181	331	54.7%
⑦総務	446	828	53.9%
⑧議会	71	0	—
⑨その他	164	0	—
有形固定資産合計	4,808	25,946	18.5%

（端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

③ 純資産変動計算書

普通会計一人当たりの純資産残高は過去三ヵ年で、平成 24 年度 167 万円、平成 25 年度 175 万円、平成 26 年度 187 万円と連続して増加となっていることがわかります。

H25 年度末の 純資産残高 A	普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計
				一人当たり
変 動 内 容	143 億円	183 億円	189 億円	177 万円
	純経常行政コスト	△35	△37	△43
	一般財源	31	31	38
	補助金等受入	7	10	9
	臨時損益	△1	△8	△1
	資産評価による変動額	0	0	0
	無償受贈資産受入	—	—	—
合 計 B	2	4	4	3
H26 年度末の 純資産残高 A + B	145	187	193	180

（端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

④ 資金収支計算書

平成 26 年度収支は普通会計一人当たり△1 千円（昨年度△3 千円）となり、普通会計全体では△7 百万円（昨年度△27 百万円）、町全体では 140 百万円（昨年度 168 百万円）、連結全体では 191 百万円（昨年度 124 百万円）の黒字となりました。

経常的収支の部A 収支 b-a	普通会計	平泉町全体	連 結	普通会計 一人当たり
	11 億円	13 億円	14 億円	132 千円
支出合計 a	29	41	60	366
収入合計 b	40	54	74	498
公共資産整備収支の部B 収支 b-a	△3	△2	△2	△36
支出合計 a	5	7	7	65
収入合計 b	2	5	5	29
投資・財務的収支の部C 収支 b-a	△8	△10	△10	△96
支出合計 a	8	8	8	101
収入合計 b	0	△2	△ 2	5
期末歳計現金残高（収支）				
当該年度増減額 A+B+C	△7 百万円	140 百万円	191 百万円	△1 千円
期首残高 D	149	1545	1654	19 千円
期末残高 A+B+C+D	142	1685	1844	18 千円

(端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。)

※ 表内の数値は表示単位で四捨五入して表示しています。

※ 普通会計 1 人当たりは、平成 27 年 3 月 31 日の 8,050 人（外国人含）で算定しています。

8. 財務書類（地方公共団体）に基づく財政分析

(1) 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることにより、これまでの世代（過去および現世代）によって既に負担された割合を見ることができます。

社会資本形成の過去及び現世代負担比率（%）＝純資産合計÷公共資産合計×100

社会資本形成の将来負担比率（%）＝地方債残高÷公共資産合計×100

（単位：億円、%）

項目	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
公共資産合計	261	263	262	263	245	258
純資産合計	187	183	176	173	157	160
地方債残高	93	96	99	102	95	104
社会資本形成の過去及び現世代負担比率	71.6%	69.6%	67.2%	65.8%	64.1%	62.0%
社会資本形成の将来世代負担比率	35.6%	36.5%	37.8%	38.8%	38.8%	40.3%

平均的な値としては、過去及び現世代負担比率は50～90%の間、将来世代負担比率は15%～40%の間の比率となります。

当町はいずれの比率においても、平均的な比率の範囲内に収まっていることがわかります。

(2) 社会資本形成の世代間負担比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

歳入総額対資産比率（%）＝資産合計÷歳入総額

※歳入総額は資金収支計算書の各部の収入合計の総額に期首歳計現金残高を加算して算出。

（単位：億円、%）

項目	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
歳入総額	62	75	72	77	63	64
資産合計	289	289	286	285	262	275
歳入総額対資産比率	4.7	3.9	4.0	3.7	4.2	4.3

(3) 資産老朽化比率

有形固定資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合から、耐用年数と比較してどの程度の年数が平均して経過しているかをみることができます。

資産老朽化比率は 45.70% となっています。地方公共団体の平均的な値は 35~50% の間といわれており、本町もその範囲内ではありますが、前年度と比べて 1.79 ポイント増加しています。

(単位:億円、%)

項目	H26	H25	増減
減価償却累計額 (A)	179	170	9
有形固定資産合計 (B)	259	261	△2
土地 (C)	46	44	2
資産老朽化比率 (A / (B - C + A))	45.70%	43.91%	1.79%

※参考 普通会計資産老朽化比率 48.91% (前年度 47.17%)

(4) 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。行政コスト計算書では目的別に受益者負担の割合を算定することができます。(10 ページに記載)

受益者負担比率 (%) = 経常収益 ÷ 経常行政コスト × 100

(単位:億円、%)

項目	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
経常収益	11	12	10	12	9	10
経常行政コスト	48	48	48	49	43	47
受益者負担比率	22.9%	25.0%	20.8%	24.5%	20.9%	21.3%

※参考 普通会計受益者負担比率 3.59% (前年度 3.57%)

過去 6 年間では、20% から 25% の受益者負担率となっています。なお、平成 26 年度決算における目的別比較は 10 ページに記載していますが、福祉、環境衛生の受益者負担比率がそれぞれ 35.3%、55.3% と高く、過去においても同様の傾向となっています。

(5) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産の活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を分析することができます。(11 ページに記載)

行政コスト対公共資産比率 (%) = 経常行政コスト ÷ 公共資産 × 100

(単位:億円、%)

項目	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
経常行政コスト	48	48	48	49	43	47
公共資産合計	261	263	262	263	245	258
行政コスト対公共資産比率	18.4%	18.3%	18.3%	18.6%	17.6%	18.2%

※参考 行政コスト対公共資産比率 20.36%（前年度 20.06%）

過去6年間では、平均的な数値としては資産活用に18%前後のコストがかけられていることがわかります。なお、平成26年度決算における目的別比較は11ページに記載していますが、福祉、消防、総務の行政コスト対公共資産比率はそれぞれ231.4%、54.7%、53.9%と高く、過去においても同様の傾向となっています。

(6) 行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけ当年度の負担で賄われたかがわかります。

比率が100%を下回っている場合は、翌年度以降に引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（もしくはその両方）、逆に、比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積された資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（もしくはその両方）を表しています。

また、比率の数値が100%からかい離しているほど、それらの割合が高いことになります。

$$\text{行政コスト対税収等比率（%）} = \frac{\text{純経常行政コスト}}{(\text{一般財源} + \text{補助金等受入} (\text{その他一般財源等}))} \times 100$$

※ 補助金等受入（その他一般財源等）は純資産変動計算書の補助金等受入（他の一般財源等）の金額を億単位に四捨五入して使用。

（単位：億円、%）

項目	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度
純経常行政コスト	37	37	38	37	34	37
一般財源	31	30	31	33	30	29
補助金受入等(その他一般財源等)	10	14	11	15	12	11
行政コスト対税収比率等(%)	90.2%	84.1%	90.5%	77.1%	81.0%	92.5%

過去6年間は、一貫して100%を下回っており、翌年度に引き継ぐ資産の蓄積が継続されていることがわかります。これは一般財源の地方交付税が平成20年度以降増額されていることなどが要因となっています。

平均的な値は90~110%の間の比率といわれていますので、当町は平成23年度、平成24年度、平成25年度については翌年度以降に引き継ぐ資産が蓄積、または引き継ぐ負担が軽減されたと言えます。